

令和7年度 第2回秩父市総合教育会議 次第

令和7年10月22日（水）15時～

本庁舎3階 庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）秩父市教育大綱について

（2）フリースクール等子どもの居場所について

4 閉 会

秩父市教育大綱(案)

(令和 8 年度～令和 11 年度)

基本理念

ともに生きる力を培い、自立した人間を育む教育

基本方針

(1) 誰一人取り残さない学びの保障と、主体的・対話的な学びの推進

すべての子どもたちが平等に教育の機会を受けられるよう、誰一人取り残さない教育を進めています。基礎学力の定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に取り組み、思考力・判断力・表現力など、未来を切り拓くための力を育てます。また、児童生徒一人一人の個性や特性に応じた教育を充実させ、それぞれの可能性を伸ばしていきます。

(2) 体験を通じて学び、地域への愛着と誇りを育む教育の推進

自然や文化とふれあう体験活動を通じて、実践的な学びの機会を充実させ、豊かな感性や社会性を育みます。また、秩父の地域資源を活用した学習を通じ、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、地域の中で活躍できる環境を整えます。地域社会と連携しながら休日の部活動の地域展開を着実に進め、子どもたちの学びや成長を支える新たな仕組みづくりを進めます。

(3) 幸せに生き、社会を支える人材の育成

教育によって、一人一人がたくましく幸せに生きる力を育てることを目指します。人や環境を大切にし、多様な価値観を理解し尊重できる、社会の担い手を育てます。家庭との連携を大切にし、保護者と学校・地域が協力しながら、子どもたちの健やかな成長と社会的自立を支えていきます。

(4) 適切な学習環境の整備と、将来を見据えた学校のあり方の検討

子どもたちが安全・安心に学べるよう、防災・防犯・感染症対策等の強化を図るとともに、ICT 環境の整備や学校施設の維持・改善に取り組みます。あわせて、今後の人団動向や地域の実情を踏まえ、よりよい教育環境を実現するために、学校の規模や配置のあり方について、将来を見据えた検討を進めます。また、学校における働き方改革を推進し、教職員が安心して働ける教育環境を構築します。

(5) 生涯にわたる学びと、スポーツを通じた健康づくりの推進

年齢や立場に関わらず学び続けられるよう、市民に多様な学習機会を提供し、生涯学習の推進に努めます。公民館や図書館などの施設を活用し、地域全体で学びを支える環境を整えていきます。あわせて、健康の増進と豊かな心を育むために、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境をつくり、世代を超えた地域内活動の充実並びに交流の促進を図ります。

(6) 文化財の保存・活用と、伝統を担う人材の育成

地域に受け継がれてきた文化財を保存・継承し、市民が地域の歴史や文化の価値を理解・実感できる機会をつくります。また、子どもたちの学びの場において、伝統芸能や祭り等の文化に触れる機会を活用し、将来の担い手を育成していきます。

令和7年度第2回秩父市総合教育会議資料

秩父市教育委員会

(1) フリースクール等子どもの居場所について

【秩父市教育委員会・秩父市公立学校としての取組】

令和7年度学校教育推進プラン

2 豊かな人間力と健やかな体の育成 (1) いじめ・不登校対策の充実と積極的な生徒指導の推進

《重点目標》

◆児童生徒の状態に即した不登校対策の推進(児童生徒支援ガイドブックの活用)

◇校内教育支援センターの環境整備や秩父市教育相談室及び関係機関と連携した子供の居場所づくり

不登校に関する基本的な考え方 【教育機会確保法(平成28年)よりポイントを整理】

①目指すのは「社会的自立」、②大きな役割を担うのが「学校教育」、③誰にでも起こり得るのが「不登校」、

④必要なのは「学びの保障」…学校への復帰を望む児童生徒もいれば、学校外の学びの場を活用するのがよい

児童生徒もいる。学校だけで抱え込みず、公共機関や民間機関とも連携する。

長期化への対応(自立に向けた支援)【一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック(令和6年3月、埼玉県教育委員会)より】

【状態5】学校以外の施設への定期的参加ができている→登校を支援(校内教育支援センター登校、時差登校の提案等)

【状態6】比較的気軽に外出できる→市教育支援センター等の活用(学校行事参加、オンライン授業の提案等)

【状態7】家庭内では安定しているが外出は難しい→家庭学習の支援(自習やオンライン学習の提案等、SCとの面談)

【状態8】部屋に閉じこもり家族ともほぼ顔を合わせない→休養を優先(睡眠・食事等生活安定最優先、SSW等を活用

し、医療・福祉などの専門機関と連携を図る)

多様な関係機関との連携【一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック(令和6年3月、埼玉県教育委員会)より】

学校外の多様な学びの場

①市教育支援センター(ひまわり教室)…市が設置した不登校支援機関。個に応じた学習、相談等実施。無料。

②NPO法人等運営施設…受益者負担で学習・体験活動を行う不登校支援施設。民間の自主性・主体性のもとに設置・運営されている(「居場所」重視のところ、「勉強」重視のところ様々)。

※不登校児童生徒に学校外の機関を紹介することは、学校が外部に全面的に委ねてしまうものではない。

関係機関と連携しつつ、学校は家庭との関係を切らないことが大切。

【秩父郡市の不登校支援関係機関】

	行政機関	民間施設	備考
秩父市	ひまわり教室 (市教育相談室)	るびなす(大田) 井椋がっこう(下吉田)	るびなす: 1日300円 井椋学校: 1日1,000円
横瀬町	校外教育支援センター (町民会館)	ナゼラボ(タテノイト)	学費: 月55,000円 活動費: 3,000円
皆野町	みーな教室 (町文化会館)		
長瀬町	適応指導教室 (町中央公民館)		
小鹿野町	おがの輝きスクール (長若集学校)		

【令和6年度不登校児童生徒数】小学校19名、中学校67名、計86名

【令和7年度不登校児童生徒数】小学校14名、中学校24名、計38名(令和7年8月末)

【市内児童生徒が通所している機関】

○ひまわり教室 R6:19名、R7:3名

※ 校内教育支援センターでの訪問支援 R6:のべ519名、R7:のべ200名(8月末現在)

○るびなす R7:6名(小3②、小5④)

○井椋がっこう R6:1名(小3)、R7:5名(小1②、小3①、小4①、小5①)

○ナゼラボ R7:1名(小1)

○N中(池袋) R7:1名(中1)

関係機関との連携を行った場合の「指導要録上の出席扱い」の要件

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ②民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ③当該施設に通所または入所して相談・指導を受けること
- ④学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が教育課程に照らし適切であると判断できること

【参照】「不登校児童生徒への支援の在り方について」初等中等教育局長(令和元年10月25日)